

平成28年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

中国四国厚生局

目 次

I	診療に関する事項	
1	診療録等	1
2	初・再診料	2
3	医学管理等	2
4	在宅医療	3
5	検査	4
6	画像診断	4
7	投薬等	4
8	歯周治療	4
9	リハビリテーション	5
10	処置等	5
11	手術	6
12	歯冠修復及び欠損補綴	6
13	その他	7
II	請求事務等に関する事項	
1	診療報酬請求	7
2	一部負担金等	7
3	掲示・届出事項	7

I 診療に関する事項

1 診療録等

- (1) 診療録は保険請求の根拠となるものなので、保険医は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
- (2) パソコン等、OA機器により診療録を作成する場合、診療を行った保険医は、必ず診療録を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- (3) 複数名の保険医が診療を行っている場合には、責任の所在が明らかとなるように、診療を担当した保険医は診療の都度診療録に診療内容を記載し、署名又は記名押印を行うこと。
- (4) 診療録様式第一号(二)の1(診療録第1面)の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 開始、終了、転帰、口腔内所見に係る記載がない又は不十分である。
 - ② 傷病名に病態に係る記載がない。
 - ③ 傷病名を適切に整理していない。
 - ④ 傷病名の記載誤りがある。
 - ⑤ 部位の記載誤りがある。
 - ⑥ 主訴に係る記載がない又は不十分である。
- (5) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 症状及び所見に係る記載が不十分である。
 - ② 指導内容及び検査結果の記載が不十分である。
 - ③ 補綴物等の使用金属名、連合印象の使用材料名の記載が不十分である。
 - ④ 部位の記載誤りがある。
 - ⑤ 一部負担金の記載誤りがある。
- (6) 診療録の記載方法、記載内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療行為の手順と異なる記載
 - ② 欄外への記載
 - ③ 判読困難な記載
 - ④ 独自の略称の使用
- (7) 歯科衛生士が行った業務について、業務に関する記録を整備すること。

2 初・再診料

- (1) 歯科初診料について、治療の継続性が認められる診療に対して算定している例が認められたので改めること。
- (2) 歯科診療特別対応加算について、算定した日における患者の状態の診療録への記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。

3 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料について、管理内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 歯科疾患管理料について、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者の口腔を一単位として管理を行うこと。
- (3) 歯科疾患管理料について、1回目の管理計画は、初診日の属する月から起算して2月以内に作成すべきところ、2月を超えて作成している例が認められたので改めること。
- (4) 歯科疾患管理料の文書提供加算について、患者等に提供する文書の様式を、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）別添2の「別紙様式1」、「別紙様式2」又はこれに準じた様式に改めること。
- (5) 歯科疾患管理料の文書提供加算について、患者等に提供する文書の次の項目に係る記載が不十分な例が認められたので改めること。なお、患者等に提供する文書の写しを、診療録に添付すること。
 - ① 口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態（口腔内の状態の改善状況を含む））
 - ② 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - ③ 生活習慣の改善目標や治療方針の概要等
- (6) 歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算の算定にあたっては、患者等に対して説明した内容の要点を診療録に記載し、撮影した口腔内カラー写真は診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理すること。
- (7) 歯科衛生実地指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 主治の歯科医師が歯科衛生士に行った指示内容等の要点の診療録への記載がない又は不十分である。
 - ② 実施時間が15分未満である。
 - ③ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
 - ④ 患者に提供した文書の記載に不備がある。

例：プラークの付着状況に係る記載が不十分

当該指導を行った歯科衛生士の氏名が記載されていない

- (8) 歯科特定疾患療養管理料について、症状及び管理内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (9) 歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）について、当該主病の担当医からの情報提供に関する内容及び担当医の保険医療機関名等の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (10) 診療情報提供料（Ⅰ）について、交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (11) 薬剤情報提供料について、処方した薬剤の名称（一般名又は商品名）、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報について、文書により提供する際の記載内容が不十分な例が認められたので改めること。
- (12) 薬剤情報提供料について、薬剤情報を提供した旨の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (13) 新製有床義歯管理料について、患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (14) 新製有床義歯管理料について、患者への情報提供文書において、欠損の状態、指導内容等の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (15) 新製有床義歯管理料について、有床義歯に係る管理を行うにあたっては、「有床義歯の管理について」（平成 19 年 11 月、日本歯科医学会）を参考にすること。

4 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 訪問診療の計画の要点の診療録への記載がない。
 - ② 実施時刻の診療録への記載が画一的である。
- (2) 歯科診療特別対応加算について、患者の状態の診療録への記載がない又は画一的な例が認められたので改めること。
- (3) 歯科訪問診療補助加算について、診療の補助を行った歯科衛生士の氏名の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (4) 訪問歯科衛生指導料について、患者又はその家族等に提供する文書において、当該訪問指導で実施した指導内容の記載が不十分な例が認められたので改めること。

5 検査

- (1) 電氣的根管長測定検査について、検査結果の診療録への記載がない又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (2) 混合歯列期歯周病検査について、検査結果の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

6 画像診断

- (1) 診断料の写真診断について、診断に係る所見の診療録への記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、画像を紛失している例が認められたので適切に整理・保管すること。
- (3) 歯科エックス線撮影について、画像が不鮮明な例が認められたので改めること。
- (4) 歯科エックス線撮影について、全顎撮影の場合に診断料及び撮影料は撮影枚数にかかわらず所定点数を算定すべきところ、誤った算定をしている例が認められたので改めること。
- (5) 診療に必要な部位が撮影されていない歯科エックス線撮影が認められたので改めること。

7 投薬等

- (1) 投薬について併用注意とされている薬剤の投与に留意すること。
例：クラビット錠とロキソニン錠

8 歯周治療

- (1) 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成 19 年 11 月、日本歯科医学会）を参考にする等、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- (2) 歯周病に係る症状、所見等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確である例が認められたので改めること。
- (3) 歯周疾患に係る治癒の判断、治療計画の修正等が的確に行われていない例が認められたので改めること。
- (4) 歯周病検査について、検査結果の診療録への記載がない又は検査結果が分かる記録が診療録へ添付されていない例が認められたので改めること。
- (5) 歯周病検査について、画一的に歯周精密検査を実施している例が認められたの

で、歯周疾患の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で、検査の選択を行うこと。

- (6) 歯周基本検査について、検査結果に、歯の動揺度が記載されていない例が認められたので改めること。
- (7) 歯周基本検査について、1 口腔単位で行われていない例が認められたので改めること。
- (8) 歯周精密検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① プロービング時の出血の有無の検査を実施していない。
 - ② 4 点法による歯周ポケット測定が不十分である。
- (9) 抜歯を予定している歯に対して歯周基本治療（スケーリング）を行った例が認められたので改めること。
- (10) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している例が認められたので改めること。
- (11) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手している例が認められたので改めること。
- (12) 歯周病安定期治療（I）について、症状安定を確認する目的で実施した歯周病検査の結果や歯周病安定期治療の治療方針等について、文書による情報提供を行っていない例が認められたので改めること。

9 リハビリテーション

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」について、調整方法及び調整部位又は指導内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

10 処置等

- (1) う蝕処置について、処置内容の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (2) 抜歯手術に伴って、患歯の安静を目的として行う歯の削合に係る費用を咬合調整で算定した例が認められたので改めること。
- (3) 加圧根管充填処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 歯科エックス線撮影による根管充填後の確認が行われていない。
 - ② 気密な根管充填が行われていない。
- (4) 根管内異物除去について、根管内で破折しているため除去が著しく困難なもの（リーマー等）に該当しない異物の除去に対して算定している例が認められたので改めること。

で改めること。

- (5) 機械的歯面清掃処置について、歯科衛生士が実施した場合に当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

1 1 手術

- (1) 抜歯手術の難抜歯加算について、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行ったことの診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 口腔内消炎手術について、症状に関する診療録への記載がない例が認められたので改めること。

1 2 歯冠修復及び欠損補綴

- (1) 著しく歯科診療が困難な者に対する 100 分の 70 加算又は 100 分の 50 加算について、算定した日における患者の状態の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 補綴時診断料について、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点の診療録への記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
- (3) クラウン・ブリッジ維持管理料について、歯冠補綴物又はブリッジを保険医療機関において装着した日から起算して 2 年以内においては、当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の補綴関連検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用を算定できないが、当該費用を誤って算定している例が認められたので改めること。
- (4) クラウン・ブリッジ維持管理料について、歯科訪問診療料を算定した場合は、算定できないことに留意すること。
- (5) クラウン・ブリッジ維持管理料について、クラウン・ブリッジ維持管理に係る情報提供文書において、クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (6) クラウン・ブリッジ維持管理料について、患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (7) う蝕歯即時充填形成のう蝕歯無痛的窩洞形成加算について、エアータービン等の歯科用切削器具を併用した場合に、誤って算定している例が認められたので改めること。
- (8) 歯肉膿瘍の治癒を確認せず歯冠修復を行っている例が認められた。歯冠修復に

あたっては、歯周組織の状態を的確に診断した上で治療計画を立てること。

- (9) ブリッジについて、保険では認められていない残根上のブリッジを誤って算定している例が認められたので改めること。
- (10) 義歯が不適合で有床義歯を新たに製作することを前提に行った床裏装は有床義歯修理の所定点数により算定すべきところ、誤って有床義歯内面適合法として算定している例が認められたので改めること。
- (11) 有床義歯修理について、修理内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

1 3 その他

- (1) 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」に基づいて診療にあたりるとともに、同規則を遵守し、妥当適切な保険診療を行うこと。

II 請求事務等に関する事項

1 診療報酬請求

- (1) 診療報酬を請求するときは、診療録と診療報酬明細書の突合を行い、記載誤りのないよう努めること。
- (2) 診療報酬の請求にあたっては、傷病名を正確に記載し、請求すること。

2 一部負担金等

- (1) 個別の費用ごとに区分して記載した領収証を発行していないので改めること。

3 掲示・届出事項

- (1) 次の届出事項について変更が認められたので、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。
 - ① 管理者
 - ② 保険医の採用、退職
 - ③ 保険医の勤務形態（常勤から非常勤へ、非常勤から常勤へ）
 - ④ 診療時間
 - ⑤ 休診日

(2) 院内掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医療機関である旨の標示がない。
- ② 中国四国厚生局長へ届出を行っている施設基準の一覧が掲示されていない。
- ③ 正しい施設基準の名称で掲示されていない。
- ④ 保険外併用療養費に関する事項の掲示がない。
- ⑤ 保険外併用療養費に関する事項の掲示が中国四国厚生局長へ報告した内容と相違している。
- ⑥ 明細書を交付する旨の掲示がない。